

置戸町「人・農地プラン」の公表について

農業の担い手の高齢化が進行し、これに伴い耕作放棄地の増加が懸念されています。こうした集落地域の担い手や農地の問題を解決するため、集落・地域での話し合いにより地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を将来において確保していくための展望づくりとして推進している「人・農地プラン」について、農業者等の協議が行われたので、以下のとおり公表します。

平成31年 3月29日

置戸町長 井上久男

区 分	内 容
1. 「人・農地プラン」公表の根拠	農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成25年法律第101号) 第26条第1項
2. 協議の場を設けた区域の範囲	置戸地区
3. 協議の結果を取りまとめた年月日	平成31年3月15日
4. 当該区域における今後の中心となる経営体(担い手)の状況	中心経営体数 個人 79経営体 法人 8経営体
5. 3.の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか	担い手は十分確保されている
6. 農地中間管理機構の活用方針	置戸地区の農地は、農業委員会によるあっせんを基本として、中間管理機構の活用も検討していく
7. 地域農業の将来のあり方	・ 中心経営体への農地集積 ・ 農作業受委託の促進 ・ 高付加価値化 ・ 組織化及び法人化並びに新規就農者確保の促進